

監査委員事務局の基本方針

(職員数は平成27年6月4日現在)

部局名 監査委員事務局

局長名 にのみや 二宮 なおこ 直子

部局内の執行体制		
課名	課長名	職員数
監査委員事務局		7

基本方針

監査機能強化の観点から、監査・審査における専門性の向上を図るとともに、職員調査の充実・強化に努め、監査委員による円滑な監査執行の補助を行います。

平成27年度の目標

財務事務の適正性、行政執行上の効率性や有効性等の監査精度向上を図り、公営企業会計等の検証に適切に対応するため、事務局職員の能力向上に努めます。
下水道事業が平成28年度から地方公営企業法適用になることから、監査方法等の対応の検討を行います。

主な事業

監査委員庶務事業 (監査委員事務局)	平成27年度の取組
	定期監査、行政監査、現金出納検査、決算審査等について、監査委員による監査が円滑に執行されるよう的確に職員調査を行います。下水道事業の地方公営企業法適用化に係る対応の検討を行います。
	中間報告
	定期監査、出資団体(財政援助団体等)の監査、現金出納検査、病院事業会計及び一般会計・特別会計決算審査、健全化判断比率及び資金不足比率審査について、監査年間計画に基づき実施し、監査委員の補助を的確に行いました。
	最終報告
	定期監査、現金出納検査、決算審査等について、職員調査を的確に行い、年間計画どおり監査を実施いたしました。下水道事業への対応としては、所管課との打ち合わせを実施するとともに、先進市の取組を参考とし、監査方法等の検討を行いました。